

平成 21 年度 第 1 回男女共同参画審議会概要

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 4 日 (木)
午後 3 時 0 0 分 ~ 5 時 0 0 分
- 2 場 所 庁 議 室
- 3 出 席 者 西山会長
吉田委員 平島委員 種田委員
秋谷委員 大輪委員 金井委員 栗田委員
菅原委員 牧委員 和田委員
事務局 染谷企画財政部長
水代企画政策課長
松井男女共同参画室長
記録 近藤
田上
傍聴者 2 名
- 4 議 題 (1)本市の男女共同参画施策の現状について (報告)
(2)流山市男女共同参画プランについて
(3)その他

5 内 容

(企画政策課長)

ただいまから今年度第 1 回男女共同参画審議会を始めます。前任の加藤の後を受けまして 4 月から本職を仰せつかりました水代です。よろしくお願いたします。それでは、企画財政部長から一言ご挨拶を申し上げます。

(企画財政部長)

企画政策部長挨拶

(企画政策課長)

続きまして、西山会長よりご挨拶をお願いします。

(西山会長)

西山会長挨拶

(企画政策課長)

ありがとうございます。それではスタッフの紹介をしたいと思います。

スタッフ紹介

これからの議事進行につきまして、西山会長にお願いしたいと存じます。西山会長、よろしくお願いいたします。

(西山会長)

それでは議事を進めたいと思います。本日の委員の皆様の出席状況は、大村副会長、小倉委員が欠席をされておりますが、条例規定の人数に達しておりますので会議は成立していることをご報告申し上げます。また傍聴の方が2名いらしています。それでは、議事に入ります。事前に皆様のお手元に分厚い資料が送られてきたと思いますが、まずこの配布資料の説明をしていただきたいと思います。

(事務局)

配布資料説明

(西山会長)

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました年間予定及び体系について何かご質問はありますか。

審議会については、まず本日、次に7月に開催が予定されていて、プランの原案を策定。そして10月にはパブリックコメントを実施するという運びになっております。確認をしていただければと思います。このスケジュールについてはよろしいですか。

では、配布資料のうち、評価一覧表について説明をお願いいたします。

(事務局)

プランと評価一覧表についてですが、今までのプランが今年度で終わってしまいますので、昨年度総括したということとなっておりますが、事業が進んでいるところと進んでいないところとありますので、遅れているとかどうしてもこれはやっておいたほうがいいのかというのは次回のプランに入れておいたほうがいいのかと思

ます。

(西山会長)

新計画を立てる上では、実績や過去の評価を踏まえて新しい施策に結びつけるという流れが大事になると思います。

今回のプランの中で、改善が必要な事業、あるいはより強化をしていかなければならない事業は次回のプランに盛り込んでいかなければならないと思いますので、そのためまだ整理しきれていないけれど、本日、プラン評価調書が参考資料として配布されていると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

結構です。

(西山会長)

皆様この資料の位置付けはよろしいでしょうか。ただこちらの資料の順序は従来のプランのもので、新体系と順序がかなり違っているというのはあるかと思えます。それについてはご理解の上、この計画案がこれで良いかということをお考えいただきたいと思えます。

それでは、事前にご覧になっていただいていると思いますが、進め方としては、少し時間を取ってご自分が担当されたところを中心に、集中的にご確認いただいて、その上でご意見をいただきたい。問題がないものは良いのですが、評価の中身や事業の展開などの内容を見ていただくという作業でいかがでしょうか。

(K 委員)

わたし達のグループは計画の推進のところなのですが、関連する部分を見れば良いのでしょうか。

(西山会長)

計画の推進については、従来のプランの体系には載っていないのですね。今回新体系の6番目に「計画を着実に進める推進体制」というので追加になっておりますので、これについては今のとは見比べなくても良いと思えます。もう一つ労働環境のところを討議いただいていたと思えますが、こちらのご確認をお願いいたします。

(G 委員)

区分けと成果が対というか、一体になっていないので、分かりにくいです。この評価を検討するということでしょうか。

(西山会長)

従来の評価は参考資料に、ということです。

(G 委員)

この中から拾って議論していくということですね。

(西山会長)

はい。この間勉強会をやって皆様からいろいろとご意見をいただいて、それを新体系に組み直して当てはめるようにという事務局への宿題でしたので、組みなおしたものを提示していただいております。その中にやはり何回も繰り返し出てくるとか、ここの箇所でいいのだろうかとか、足りないものがあるのではないかとか、この実績評価を見ていただきながらご検討いただければ良いと思います。

(G 委員)

ちなみに労働環境ですが、どこから拾っていったらいいのですか。

(西山会長)

資料に沿って説明

よろしいでしょうか。文言についてもぜひご意見をいただければと思います。

(M 委員)

前のところは確認でいいのですか、それとも新しいもののところで確認ですか。

(西山会長)

新しいものでご確認ください。前のものはご参考にお願いします。

(M 委員)

各分野別にというのは、前のものではこの分野に入っていたけれども、今回は別の分野に入るのではないかと等、意見を出せば良いということでしょうか。

(西山会長)

それで結構です。事務局に何かご質問ありますか。

(G 委員)

今の「就労」のところで事務局に質問です。22年度事業目標ということではいろいろ書かれていますが、21年度事業予定、22年度事業目標というのが新たなプランのところに盛り込んでいく内容としていくことと取っていいのでしょうか。

(事務局)

22年度事業目標については、21年度の実績と、それを受けて22年度はこういうことをするともっとよくなるかなというのを各課に書いてもらいました。

(G 委員)

では書いていないのは、21年度で全て達成したということではないのですか。

(事務局)

自分の課では完了したというものと、今は浮かんでこないということで、何も書いていないので、「なし」としてしまいました。

(G 委員)

農業委員会のところの目標に「役割分担の見直し議論はなじまないと考える」とあるのですが、ということは、これは事業目標としては、そぐわないということなののでしょうか。

(事務局)

これは、私どもが農政課の方には何度も言っているのですが、農業委員会としてはこの講演会とかそういうのにはあまりなじまなくて、農政課の仕事だという言い方だったと思います。今回農政課と農業委員会ということで両方担当課に入っておりましたので。

(G 委員)

分かりました。目標がすなわちプランの目標ということで、なじまないということはプランにはこういう内容はそぐわないと言っているのかなと思ったので。そういうことではないのですね。

(西山会長)

これは基本的には、各課が書いてきた文言で、無いものについ

ては記載が無いので「なし」としたということですね。

(I 委員)

今回の新しいプランなのですが、「女性のいない審議会等をなくす」について、「等」というのはどの辺まで言うのですか？入りそうな団体がたくさんあるのですが。どの辺りまで「等」と表現なさっているのでしょうか。

(事務局)

本日記りました資料「地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の状況」の中にある、審議会等ということを入れてあります。

(西山会長)

審議会、及び委員会という意味合いでの「等」ですか。

(事務局)

委員会も含みます。

(I 委員)

今のことと関係していることで、「審議会等」には含まれない団体等で、一応女性は役員に名前は入っていても、役員会に入る前に必ず主に男性だけの三役で話し合ってから役員会に投げていくという形が取られているということ、流山でも聞きます。気になって質問したのですが。

(西山会長)

それは審議会の委員ではなくて、地域活動における団体等ということですね。地域活動している団体のことが抜けていないかということですね。「政策・方針決定過程への参画」で、審議会等は40%を目標にしているけれども、意思決定への参画ということを考えれば、地域活動している団体や様々なところで女性が意思決定への参画をするということは大事なことです。

内容としては、2-57番の「地域活動における男女共同参画の促進を図る」というのに「自治会、PTA等、各種団体に女性役員の拡充を働きかける」というのがありますが、行政が自治会や各団体に上から命令をするわけにはいきません。自主的な団体の役員は自主的に決めることだと思いますが、この言葉の書き方で考えてみてはいかがでしょうか。従来はこのままの書き方でし

ようか。どこにありますか。

(事務局)

10番の方に。今までの9番は4ページです。

(西山会長)

これは評価から言うとどうなのでしょう。「女性役員の数が少ない団体を減らす」というのが成果目標、事業としては「機会を捉えて働きかける」として、行動目標を立てております。いかがでしょうか、このような書きぶりで女性リーダーの育成や、団体の長や役員を盛り込んでいくというのは。

(I委員)

団体を立ち上げるときに、規約がありますね。もしその中で謳ってもらえたらと思ったのですが。

(西山会長)

各自主的な団体が決める内規にまで行政が口出しをすることは難しいと思います。ですが働きかけをすることは可能ではないでしょうか。男女両方が責任を担ってやっていくようにという啓発は可能だと思います。規約で何名にしなさいとか、審議会委員のように必ず40%にしなさいとまでは、各種団体に対してはなかなか難しいとは思いますが。

(I委員)

市がお手本を示すということですね。

(西山会長)

そうですね。では、「拡充を働きかける」この書きぶりでよろしいですか。

(I委員)

市内の男女に関しては、この一言がすごく有効的だと思います。

(西山会長)

やはり女性の参画が遅れておりますので、あらゆる分野で様々な年代の女性が意思決定の場に入って行くというのはとても大事なことだと、そういった認識が広まっていけばよいと思います。

(L委員)

- 1 - 44番「生涯学習専門員等の研修の充実を図る」とあります。これは生涯学習専門員に何か問題があるのですか。そう

だとすれば、どのような問題が起きているのか気になります。他は抽象的なのですが、これだけ名が出ているので。ゆうゆう大学の専門員さんなのではないかと思いますが、何か専門員さんの意識が欠けているのかとそう感じるのですが。私も生徒でしたが、それほど意識が欠けているとき思えません。なぜ生涯学習専門員と特定しているのか。それから「等」に疑問を感じるのですが。

(西山会長)

これは、特に問題があるわけではないのだけれども、男女平等意識の研修の充実は重要なので研修の充実を図ることなのでしょう。

(L委員)

公民館が取り上げたからそうなったのでしょうか、専門員本人が見たら、「問題があるのか」と思うでしょう。結果を見ると、男女共同参画の基礎講座に参加しただけとなっております。生涯学習専門員の方を見ていて、それほど男女共同参画に欠けているようには見えません。またそれだけの資格があるからなっているのだと思います。

(西山会長)

これは意識が欠けていて問題があって、というわけではないと思います。資格を持っている方だからこそ、きちんとした意識を持つことが重要だということを書いてあるのだと思います。確かに生涯学習専門員だけが取り上げられているのは不自然な感じがあるかもしれません。他にも専門的な立場の方達はいらっしゃるでしょうから。

(L委員)

そういう方達を含めてであれば分かります。

(M委員)

以前は推進する場所を中心として、そこで何をするか、こういうことをしましようという感じだったのですが、今回は最初に何をするかということをもまず項目立てをして、それをどのように行うかは後から来る問題です。であるのにこの部分では生涯学習専門員が突出して出てきているので、不自然なのではないでしょうか。

(L 委員)

これは事業として挙げておくより、もう少し下のランクで、例えば 4 5 のような事業の中で、活動目標等の中で挙げておくべきではないでしょうか。

(西山会長)

そうですね。むしろ他に該当するものを挙げて、それら専門的な職務についている方々を対象とする。その中に生涯学習専門員の方もいらっしゃる、ということで。

(L 委員)

それならば良いと思います。

(西山会長)

では訂正しましょう。

(M 委員)

今のように、対象は何なのかということを入れたほうが良いと思います。4 5 の「男女の性差にとらわれない男女平等の視点に立った講座等を開催する」というのですが、これは市民向け講座なのか、指導者向けの講座なのか。いくつか考えてそれも入れておけば良いと思います。

(L 委員)

これは専門員だから市民ですね。

(L 委員)

専門員と市民と分けておくか、あるいは繋げてはいかがでしょうか。

(M 委員)

4 4 と 4 5 を 1 つにするということですね。

(西山会長)

そうすることでかなり幅広くカバーできると思います。

(M 委員)

「男女の性差にとらわれない男女平等教育の推進をはかる」の 3 0 番「教職員研修の充実を図る」と、それから 7 0 番にも「教職員の研修の充実を図る」とあります。これは「教職員の研修」としてまとめるべきだと思います。

(西山会長)

まとめたほうがいいですね。ここで女子差別撤廃条約の周知だけを出してはいますね。法制度を周知するというのであれば、男女共同参画社会基本法のように国がきちんと定めているものも併せて取り上げてはいかがでしょうか。世界的レベルのものと、わが国の代表的なものと並べた方が良くもかもしれません。世界レベルで根拠になっているものと、国内レベルで根拠になっているものをきちんと並べるということです。

括れる部分に関してはまとめた方が良いでしょう。先ほどの研修ならば研修でまとめる。それから38番は「将来を見通したキャリア教育を推進する」というようにした方が良くもかもしれません。中学校に限定して「固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、生徒の職場体験実習を行う」としているのも突出してはいますね。

それから33番の「啓発資料を作成する」、これは行政が学校向けの啓発資料を作成するという事によろしいですね。

(事務局)

指導課の方でリーフレットを作成しています。

(西山会長)

「男女平等教育の継続的推進を行う」の部分も事業として存在しているのであれば必要ですが、ないのであれば施策の方向と重なっておりますので、削除して構わないと思います。

(M委員)

C委員にお聞きしたいのですが、学校教育の中で男女平等教育を実践目標のようなものとして取り上げていただくことは可能なのでしょうか。

(C委員)

言葉は難しいですね。大きな目標の中には入ってこないかもしれませんが、具体的な施策の中ではキャリア教育などが入ってきたりしますし、例えば「一人ひとりの個性を伸ばす」というような、目標であれば、男女にとらわれずということになりますし、男女共同参画の意味も含まれてくるのではないかと思います。

(M委員)

分かりました。ありがとうございました。

(G 委員)

よろしいでしょうか、2番の「就労」のところですが、55「就労の場における性別役割分担の見直しを図る」の中で、「男女共同参画に関する情報を提供する」と、下の「男女が共に働きやすい職場づくりをめざし、講演会等を開催する」というのは同じような意味ではないかと思えます。一緒にしてしまっても良いのではないのでしょうか。

(西山会長)

55番に「固定的な」を入れておけば良いと思えます。

ここに書かれている「職業観の育成を図る」というのは、先ほどの「キャリア教育」とかに当たるところが就労に関係あるのでここに入れたのかもしれませんね。職業観の育成など、小さい時から職業に対する考え方をきちんとするというのはとても重要だということで、働くことに関係があるので事務局はここに追加という形で入れたのかもしれませんね。

(事務局)

そうです。

(I 委員)

- 4の中ですが。80番「職場における旧姓使用制度の導入を図る」ですが、絶対的に強く指導していただきたい。どちらかというと女の人が多く受ける事なのです。

(西山会長)

市役所は「導入を図る」と言っていますが、他の企業の職場に対しては図るよう働きかける、ということになりますね。

(事務局)

商工が担当しているのですが、なかなか言いにくいという話していますが、大きい企業においては導入しているようです。

(西山会長)

そうですね。名字の問題は結婚して、継続して仕事をするのに支障が出ることもあるようです。役所では難しいですか。

(事務局)

市役所では2名該当しております。

(西山会長)

市役所では行っているのですね。

(E 委員)

よろしいでしょうか。 - 6 の「防災における女性の人権への配慮を図る」なのですが。旧来のプランでの「各審議会等への女性の参画を図る」の中で、安心安全課は 21 年度事業予定と目標も「なし」になっております。これが入ってこないとこれからの活動として難しいと思います。評価も E 評価になっているのです。内容がどのようなものかは分からないのですが。

(事務局)

安心安全課の審議会なのですが、充て職というものがあります。例えば男女の審議会と言えば団体の代表、一般公募、学識経験者というように、様々な分野から審議員を募集するのですが、安心安全の方の審議員については、充て職に女性がどうしてもいないということで、なるべくその都度お願いしていますが、難しいようです。

(西山会長)

変更には条例を変えるとか審議会委員の規約や要綱を変えることが必要になるのですね。委員の資格として団体の長とか、男性が就いている場合が多い充て職が規定されているということですね。

(事務局)

例えば医師会の会長が女性ならばそこで一人入ります。安心安全の審議会では該当することが難しいのは確かです。例えば消防のトップ等を召集したりします。以前から何度も審議会でも取り上げておりますので、その都度お願いして、担当者の理解は得られているのですが、難しいようです。

(西山会長)

難しい状況はよくわかりました。状況を変えるのであれば、条例を変えるか要綱や規定を変えるか、その方向で考えていかないとならないのですね。

(事務局)

ここに書いてありますように、法律により組織構成が定められ

ているので。

(西山会長)

条例設置の審議会ではないのですか。

(事務局)

法律です。安心安全なので、被害の関係ですぐに結果を出せる方が多くいらっしやいます。

(西山会長)

それはそうだと思います。安心安全を審議する場ですので、専門の方がきちんとした意見を言って反映されなければ危機管理ができないので、もちろんそういったものだと思います。皆さんからご質問があるので、条例設置なのかどうなのか。事務局の方からお出しただけだと思います。

(災害対策基本法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律と勘違いしてしまいました：条例は、流山市防災会議条例及び流山市国民保護協議会条例です。；事務局)

(L 委員)

のタイトルなのですが、「生涯を通じた健康支援」とありますが、基本的課題に同じ文章が書いてあります。今回は高齢者や障害者の支援がありましたが、これはどうして消えたのですか。

(西山会長)

この間の議論で、高齢者、障害者の支援について男女共同参画の事業を考えると、障害者、高齢者の方を尊重するというということは基本的なことなのです。そのため項目としては非常に少ないのですが、の「家庭における男女共同参画の促進を計る」の中で高齢者の問題は、介護をどうするのか、高齢者の自立をどう支えるのかという方に盛り込まれたと理解しております。事業については「介護教室を開催し、男性の積極的な介護への参加を促進する」や「情報の収集と提供を行う」です。

今、団塊の世代を中心に定年退職された方が地域にいらっしやあって、その方々の地域参画をきちんと進めていくというものの課題に上がっています。特に高齢者の方のアクティブな力でまちづくりに関わっていただくということも重要だと思います。それが生涯を通じた健康支援に入るのかどうかは疑問ですが、長い目で考

えれば、健康で過ごすために活動するというところに結びつくの
かもしれません。

いかがでしょうか。高齢者の問題は介護に関する問題だけではなくて、自立支援や健康で地域に関わるとか、そういうことは健康にも繋がりますし、地域の活性化とかまちづくりに繋がります。この「生涯を通じた健康支援」のところに盛り込むこともできます。高齢者について盛り込むということで事務局よろしいですか。

(事務局)

分かりました。今までは無かったので、今年度は入れようと考えております。

(西山会長)

「家庭・地域・職場における男女共同参画」のところの、最後に「地域における参画」というのを作って、あらゆる年代の人が地域に参画するというのを施策の方向にするというのも良いかもしれません。

どちらがよろしいですか？やはり健康支援より、地域の方がよろしいですね。では事務局、よろしいでしょうか。「地域活動への参画」。それは高齢者の自立支援にも繋がるかもしれません。

(J委員)

今の「生涯を通じた健康支援」のところの ですが、プランで言うと50番ですが、21年度の事業目標では「学習指導要領に基づく」と書いてありますが、では抜けています。この件で、私の習志野の知人からの話ですが、小学校1年生で、男女共同参画に基づく性教育があったそうで、1年生だから逆に興味を持ってしまい悩んでいるということを聞いたのですが。例えば学習指導要領では何年生から性教育をするものとされているのでしょうか。

(C委員)

保健指導だと3年生から始まります。ただ私は2年生から、性教育ではなくて命の学習ということをやっています。

(J委員)

ここでは「教科、学級活動等の中で性教育を実施し、その評価

を」、教科学級活動の中で実施するという形だから、学年が出ていないのでどうなのかなと思いました。

(西山会長)

「発達に応じた」といった言葉を入れたらどうでしょうか。

(C委員)

3 4 8 番に「性教育を始め、生命の大切さ等に関する認識を育てる」とあります。その下に4 9「発達段階に応じた生命の尊厳と科学的知識の充実を図る」と。このことが今のお話の中の性教育と繋がってくるのだと思います。

(西山会長)

「学習指導要領に基づく」というのは2 1年度事業予定に載っていましたね。

(C委員)あまり固くなりすぎて、きっちり必ずやらなければならないとなると、発達段階にある子どもには問題です。

(西山会長)

教える内容も非常に難しいとは思いますが、方法も難しい問題ですね。

(C委員)

私たちは、教員が教えるのではなくて、助産婦さんや保健センターの保健婦さんとかに来ていただいて、赤ちゃんが誕生する、命が誕生するという命の学習としてやっていくのですよ。そうすると子供達はそういう言葉をもっと使ったりとかしないですよ。お母さん達にも受けてもらうのです。

(J委員)

発達段階に応じて、とか入れたほうが。そのままだと全学級で全部同じようにやらなければならないとなりかねません。

(西山会長)

子供の発達段階に応じたという言葉を入れて、命の大切さ、男女がお互いの体が大事であるというような、それを取り入れたいですね。

今のようなご意見でどうでしょうか。命の問題や体について知り大事にすることは基本的に重要なことですし、「発達段階に応じて」ということにすれば、いかがでしょうか。

(G 委員)

2 5 0 番 5 1 番ですが、対象者は教職員でしょうか。

(西山会長)

そうですね。

(G 委員)

事業の目標としては、教職員に対して啓発とか研修を行おうとというのが 5 1 番ですよ。4 8 と 4 9 は小中学校全校児童、生徒に対してですから、対象者そのものが違ってきているのですよね。

(J 委員)

新しい案の中には、「教科・学級活動の中で」と書いてあり、これが問題ではないかというお話です。

(西山会長)

新しい案の方では混乱しますね。「教科・学級活動の中で性教育を実施し、評価を行う」ということをすべての教職員に対して求めるように読めるので、それはちょっと厳しいかもしれませんね。むしろ、性教育とは人間としての生き方の問題を考えることが基本であるという認識を、教職員の方に持ってほしい、保護者の方にも持ってほしい、そうした認識を育てるとかそのような方向を打ち出した方が良いでしょう。

(C 委員)

私達の学校では、保護者の方に来ていただいて、お母さん方にも正しい知識を持っていただきたいという部分があります。

(西山会長)

対象者は教職員と保護者とも啓発するというのでよろしいのではないのでしょうか。5 0 番はそのまま生かして。

その下の教職員の研修というのはどこが主体でやるのですか。

(C 委員)

指導課だと思います。あとは県教委の研修等でしょうか。

(西山会長)

従前はどうなっているのでしょうか。知識についてはきちんと基本的なことを伝えないといけない重要な事柄なのに、過激なこ

とを教えていると間違っていると思われたら、計画としてはマイナスだと思います。

(C 委員)

教職員ではなくて、助産婦さん、お医者さん、保健婦さんの方々が指導してくださると、お母さん方も赤ちゃんのことに关しては自分も経験のあることなので。助産婦さんに聞くと、簡単に正しい知識を得られるのだと思います。

(西山会長)

性についてスキルのように教えていると受け取られては問題になります。ここの書きぶりは重要かもしれませんね。一方で、今、若い層の望まない妊娠も増えていますから、保護者からも科学的な性に関する正確な知識に关しての教育が求められています。

(C 委員)

市からも県からも指導するように言われています。

(西山会長)

いろいろな情報が氾濫しています。Web もありますし、昔と違い情報量もぜんぜん違いますから。

(C 委員)

小学校の低学年でさらっと聞いて、5・6年生あたりできちんと詳しい性教育をし、さらに中、高校生で。その位の年代になると直接妊娠したり等、そういった問題に直面しますので。それとお母さん方にも知っていただきたいです。

(M 委員)

あと、保健センターあたりで、いわゆる母親学級、父親学級がありますよね。そういう時に何かできないでしょうか。

(西山会長)

両親学校など、妊娠期のある一定の時期にお父さんお母さん対象の講座をやっている自治体も多いので。ここに入れても良いのではないですか。

(M 委員)

時期に応じた講座を用意して、思春期の子を持つお父さん、お母さんを対象にしたいろいろな講座とすれば、色々悩まれている方が参加できるのではないのでしょうか。生涯を通じて、という

意味で良いのではないかなと思います。相談ができにくいような状況でも、そういう講座で専門の先生がお話してくださるというのがあったらすごくいいと思います

(西山会長)

健康と言う意味では、性差医療の取組みについてはどうですか、女性は乳がん、子宮がんなどの女性に特有の疾病や骨粗鬆症などの疾病が多く、男性の場合はがんや心疾患、肝臓疾患が多いとか、きちんとした地域医療の対応ができればいいのですが。流山市には市立病院はあるのですか？

(事務局)

市立はありません。普通の私立の病院は、数箇所ございます。

(西山会長)

予防的な健康診断の問題というのはどうなのでしょう。

(事務局) 前回勉強会の時に問題になりまして、健康診断は希望すればどなたでもできます。

(西山会長)

では、他にいかがでしょうか。この「女性に対する暴力の根絶」の「DV」の下に「相談事業」とありますね。そこに全部相談事業をまとめておりますね。これも一つのやり方だと思いますが、皆さんいかがですか。行政がやる事業で、相談事業というのが需要が増えてきていて、大事だと思います。大きな項目としてはDV、セクシャルハラスメント、人権侵害の問題ですね。

家庭相談とか家庭児童相談だとかは、家庭の方に持ってきて、DVの相談はこのDVの方に盛り込んで、セクハラはセクハラに盛り込むというのも良いと思います。ここに相談事業を掲げていますが、ほかに相談事業がないのかどうなのか。いかがでしょうか。

(M委員)

DVの相談は1番に入れたほうが良いと思います。

(西山会長)

そうですね。やはり、相談の内容も違うかと思いますが。1番のDVのところに「相談」を入れる。そして、「相談体制の充実を図る」というのもありますから、ここに入れたほうがよろしいので

はないでしょうか。「セクハラ」は、2に。

セクハラのところを見ますと、76番「市職員のセクハラに関する相談窓口の充実を図る」というのが突出しています。その上にある、「男女平等の視点に立った相談を行う」の「セクハラに関する相談」というのは、セクハラに関する市民向けの相談ですよ。

(事務局)

普通の人権相談のようなものが、秘書広報課でやっております。

(西山会長)

男女平等の視点に立った相談を行うというのに、「セクハラに関する相談」というのが出ていますね。それから、下の方76番「市職員のセクハラに関する相談窓口の充実を図る」というのがありますね。これは両方とも事業ですね。

(事務局)

はい。

(西山会長)

「市職員のセクハラに関する相談窓口の充実を図る」というのは、職員対象に相談の充実を図るという事業ですね。これはわかります。その上の、「男女平等の視点に立った相談を行う」という中身に、「セクハラに対する相談」というのもありますね。これは、市民向けと読めるのですが、そこが分かりづらいのですが。

(G委員)

76番はそういう事実が過去にあったということで、意識的にここに「市職員の」と書いたのではないのでしょうか。

(西山会長)

この中身は、人権相談を行っている相談員に対して、特にDVやセクハラに関する事柄に関して研修を行うということですか。

(事務局)

相談者が弁護士とか、専門の方です。

(G委員)

人材育成を行うというのはどういうことでしょうか。76番上から2番目です。私のイメージでは、人材育成という大きいものがあるって、その下に具体的に4つ並んでいるのかなと、そういう意

味ではないのですか。

(西山会長)

そうではないと思います。

(G委員)

では、ここで言っている相談員と下で言っている相談員ですが、下は弁護士さんだけど、上の人材育成を行う相談員とは同一ではないということですか。

(西山会長)

とても紛らわしいので、整理した方が良いのではと思います。相談員の人材育成を行うというのは、これはどういう内容でしょうか。

(事務局)

例えば児童相談員等でも、ある程度レベルのある方が相談員になって、相談を受けて解決しようとしているのですが、その方達にも人材育成ということで研修を受けてレベルを上げていただくというように思ったのですが。

(西山会長)

相談員に対して、男女平等の視点に立った相談ができるよう研修を行うということですね。それならばわかります。相談員になる方に対して、男女平等の視点に立った相談を行うよう研修を行う。専門的な方々についても、その方々を対象に研修を行うということですね。

(事務局)

そうです。

(L委員)

広報を見ていると、素人の人がやっていないのではないかと私は思うのですが。かなり専門的な人、プロがやっているのではないですか。

(西山会長)

ここで言っているのは、男女平等の視点に立った相談を行ってくださいという意味の研修を行うということです。様々な見識をお持ちの、児童相談だったら児童相談に対する見識をお持ちの方が相談員になるでしょうが、男女共同参画の意識について、より

深めていただくために研修の中身をきちんとお願いしたいということだと思えます。ある領域の専門家に対しても、男女共同参画の視点で研修を行うということですね。

そうすると、「女性に対する暴力の根絶」の項目のところにもそれだけ残していいのかということという問題があります。

活発な議論になっていますが、定刻が迫っていますので、これだけはお話しておきたいという意見はありますか。

(M 委員)

の7「男女平等の視点から行政の刊行物や事業の見直しを図る」というところに32「広報ながれやま」、「教育ながれやま等」と67「市民向け文書等」というところですが、これは全て同じ物を指しているのでしょうか、別のものなのでしょうか。66の「庁内の配布文書等」というのは別の物を言っているのだと思いますが、その他はひょっとしたら広報ながれやま、教育ながれやまを指しているのか、その辺整理したほうがいいと思います。

(西山会長)

ばらついた印象ですね。並べ方を考えたほうがいいですね。32、47、57は広報系。66と67も広報系ですね。これは全部広報系なので、広報系を同じように固めて、その内容が違うならばっきり違うように、同じものを指しているなら同じ表現に。

62番は別のものになるので、「男女平等の視点から行政の刊行物の見直しを図る」に「緊急一次保護等についての情報の収集と提供に努め広域的な取り組みを検討する」、これは広報に該当しませんね。これは防災でしょうか。では「シェルターの確保について国、県に働きかける」、これはDVに移してください。

54の「雇用主、関係団体等を対象にした男女共同参画に関する講演会を開催する」これも就労に関するところですね。の4に移動ですね。そうすると広報だけが残りますね。あえて広報ながれやま、教育ながれやまを出しているのは具体的に挙げたほうがいいのかからでしょうか。

(事務局)

作った当時はそうだと思いますが、1つにまとめてもいいのではないかと思います。

(西山会長)

「広報ながれやま」、「教育ながれやま等」は広報として、一番代表的なものを出されているのだと思います。市民が見る場合はこのように固有名詞だと分かりやすいとは思いますが。

(M 委員)

教育ながれやまは「真心」と載せたほうがいいですね。

(C 委員)

掲載するという意味では刊行物だけではなくて、パソコンでも確認できるようにすると良いと思います。

(西山会長)

ホームページですね、おっしゃるとおりですね。それと、57「広報等により法律や制度を周知する」というのですが、これは何の法律や制度なのかがちょっとわかりませんが。

(事務局)

男女共同参画のものだと思ったのですが。あとは男女雇用機会均等法とか、そういうのを載せるというのかなと思っていたのですが。

(西山会長)

雇用均等法については、雇用における機会のところに出てきているのではないのでしょうか。新たな法律や制度を周知するとかでしょうか。そして、庁内の配布文書というのは、庁内に限った配布文書ですね。

(事務局)

そうです。

(西山会長)

それから、市民向けの配布文書というのは。

(事務局)

代表するのは広報ながれやまや教育ながれやまです。それから、各家庭に配るものとか。

(西山会長)

今日は皆様からかなりのご意見をいただいたので整理をさせていただきます。皆様には大変だと思いますが、資料をご覧いただき、さらにご意見をお寄せいただきたいと思います。

ありがとうございました。

(事務局)

それでは、本日の議論になくて、何かありましたら 12 日(木)までに電話、FAX またはメールでも結構ですので、事務局までお願いいたします。では、今回出た意見をもう一度まとめまして、また次回の審議会に諮りたいと思います。

次回は 7 月 10 日(金)と 8 月 6 日(木)の 13:30 ~ 15:30 を予定しております。もし何かありましたら至急ご連絡いたします。

(西山会長)

熱心な議論ありがとうございました。

(企画政策課長)

たくさんのご意見をありがとうございました。だいぶ姿が見えてきたようです。今日いただいたご意見につきましては事務局で早速整理いたします。場合によっては組み替えもあるかと思えます、その辺も踏まえまして、皆様にバックさせていただきまして、さらに足りないところは 6 月 12 日までにご意見いただきたいと思えます。よろしく申し上げます。なお、7 月 10 日、同じ場所で午後 13:30 からを予定しておりますので、ご都合のほどよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。